

令和8年 第1回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年1月6日(火) 午後2時00分～午後2時23分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(26名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍		
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	
17番 川瀬明久			20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸		32番 加藤和幸
	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(8名)

11番 寺倉照秋、12番 伊藤幸弘、16番 後藤昌宏、18番 諏訪博保、
19番 伊藤正覚、24番 堀田勝彦、31番 大橋政良、33番 伊藤幹男

5 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

(3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

(4) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

(5) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、主任 堀

7 総会議長

神 田 春 夫

8 議事録署名委員

32番 加藤和幸 34番 松田脩一

9 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。11番の寺倉委員、12番伊藤委員、18番諏訪委員、19番伊藤委員、24番堀田委員、31番大橋議員、33番伊藤委員より欠席の報告を受けております。16番後藤委員については、少し遅れる旨連絡を受けております。

本日の出席委員は34名中26名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和8年 第1回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、32番 加藤和幸委員、34番 松田脩一を指名しますので、よろしくお願ひします。

続きまして、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

1 ページをご覧ください。

報告第1号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法第3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和8年1月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2 ページのとおり、10件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

以上で報告第1号を終わります。

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

3ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年1月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号1番 海津町福江字大崎●●●●番、畑、427㎡

譲渡人、羽島郡岐南町、●●●●。譲受人、安八郡輪之内町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号2番 海津町馬目字道上●●●●番、田、1,067㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号3番 海津町平原字尾代●●●●番、畑、987㎡

譲渡人、揖斐郡大野町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。

申請事由：贈与。

受付番号4番 南濃町志津字南屋敷●●●●番 外1筆、畑、計376㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：贈与。

受付番号5番 南濃町上野河戸字堂島●●●●番、畑、58㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：贈与。

受付番号6番 南濃町田鶴字弥曾島●●●●番、田、2,082㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：贈与。

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号1番の案件について、18番諏訪委員が欠席でございますので、事務局補足説明をお願いいたします。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

はい。受付番号1番の案件について申請事由は、農業経営拡大です。譲渡人は農地の管理が困難で譲受人は農業面積を拡大するために売買するもので問題ないと判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎議 長

続きまして、受付番号2番の案件については、11番寺倉委員の担当地区ですが欠席で、私が担当しましたので、説明します。

申請の目的は、農業経営拡大で、譲渡人は、高齢による労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しました。

続きまして、受付番号3番の案件について、25番 服部委員お願ひします。

◎25番 服部委員

受付番号3番の案件については、申請の目的は、贈与です。譲渡人は、遠方のため農地の管理が困難であることから贈与され、譲受人は、経営面積を拡大されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願ひします。

◎議 長

続きまして、受付番号4番の案件について、14番 野津委員お願ひします。

◎14番 野津委員

受付番号4番の案件については、申請の目的は、贈与です。譲渡人は、高齢のため農地の管理が困難となり近くに住む息子に生前贈与されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願ひします。

◎議 長

続きまして、受付番号5番の案件について、5番 古川委員お願ひします。

◎5番 古川委員

受付番号5番の案件については、申請の目的は、贈与です。譲渡人は、高齢により労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、居住地に近いため贈与を受け、経営面積を拡大されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願ひします。

◎議 長

続きまして、受付番号6番の案件について、1番 伊藤委員お願ひします。

◎1 番 伊藤委員

受付番号6番の案件については、申請の目的は、持分贈与です。譲渡人は、高齢による労力不足で営農縮小を図り、譲受人は、贈与を受け経営面積を拡大されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてですが、受付番号7番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限を受ける案件となりますので、この案件のみをまず議題とします。23番 瀬古委員退室願います。

【23番 瀬古委員退室】

◎議 長

事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年1月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号7番 海津町江東字四の割●●●●番、田、現況宅地、275㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：農業用倉庫・駐車場。

この案件の農地区分は、相当数の街区を形成している区域である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に東側雑種地と農業用倉庫として一体利用されている追認案件で、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、海津代表の18番 諏訪委員が欠席でございますので、事務局説明補足説明をお願いします。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

受付番号7番の案件については、申請の目的は、農業用倉庫・駐車場です。平成17年に東側雑種地と農業用倉庫として一体利用されていた追認案件で、その是正をされるもので問題ないと判断させて頂きました。ご審議願います。

◎議 長

質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。

受付番号7番の議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、受付番号7番の議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

23番 瀬古委員、入室して下さい。

【23番 瀬古委員入室】

◎議 長

続きまして、受付番号8番の議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

受付番号8番 平田町今尾字四ツ谷●●●●番、田、現況宅地、142㎡。

申請人：平田町、●●●●。転用目的：農業用倉庫。

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、既に農業用倉庫として利用されている追認案件で、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。30番赤尾委員お願いします。

◎30番 赤尾委員

受付番号8番の案件については、申請の目的は農業用倉庫です。申請者の亡き夫が、昭和49年に建築されている追認案件で、その是正をされるもので問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。受付番号8番の議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、受付番号8番の議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

5ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和8年1月6日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号9番 海津町平原字貫川●●●●番 外1筆、畑、計733㎡。

譲渡人、海津町、●●●● 外1名。譲受人、三重県桑名市、●●●● 外1名。

転用目的：一般個人住宅及びドッグラン施設。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超える区域である第3種農地であると判断します。被害防除では、東側が農地ですが、境界にブロック壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号10番 平田町今尾字西区●●●●番、田、現況畑、848㎡。

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、平田町、株式会社 ●●●●。

転用目的：金型製造業 駐車場。

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、現況のまま使用され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号11番 南濃町志津字北屋敷●●●●番 外1筆、畑、計552㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地で、被害防除では、外周フェンスを設置し、整地のみで施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号12番 南濃町羽沢字八幡西●●●●番、畑、現況雑種地、72㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。

転用目的：自動車部品加工業 駐車場

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に駒野駅、田中歯科があり、幅員4m以上の沿道区域である第3種農地で、既に駐車場として利用されていた追認案件となり、被害防除では、現況のまま使用され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号13番 南濃町安江字安江●●●●番 外1筆、田、現況畑、計820㎡。

譲渡人：南濃町、●●●● 外1名。譲受人：愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号9番について、25番 服部委員をお願いします。

◎25番 服部委員

受付番号9番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅及びドッグラン施設です。譲受人は、現在、アパート住まいをしていますが、協議が整ったことから、申請されるもので、問題ないと判断しましたので審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号10番について、6番 林委員お願いします。

◎6番 林委員

受付番号10番の案件については、申請の目的は、駐車場です。譲渡人は、維持管理に苦心しており、譲受人は、隣接地にて金型製造業を営んでおり、従業員、来客用駐車場が手狭になったことから申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号11番について、14番 野津委員お願いします。

◎14番 野津委員

受付番号11番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号12番及び13番について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号12番の案件については、申請の目的は、駐車場です。譲受人は、隣接地にて自動車部品加工業を営み、平成2年頃より駐車場として賃貸されていたことから、その是正をされるものです。

次に、13番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。いずれの案件も問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。
はい。13番 高木委員。

◎13番 高木委員

9番の案件の住宅・ドッグラン施設で、隣地に住宅があるように見えますが、そちらの方との協議は整っていますか。いわゆるドッグランですので、多分そんな大きな音は出ないと思いますが、そういうものに対する騒音等に対しての話等は整っているかということです。特になければ結構ですけど。

◎議 長

事務局。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

地域の住民の方との協議がされているかまでは把握しておりませんが、申請者は将来的に、そのドッグラン施設を生業としてやっていきたいというご計画があるようでして、そういったことになれば、当然、地域の方との協議がなされるものだと理解をしております。以上です。

◎議 長

その他ありませんか。質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 24名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会 (午後2時23分)

議事録署名者

32 番

34 番

議 長